

五 野付村々と夫役

野付村の分布

野付村々とは牧場に近接していて、牧場経営に直接深い関わりをもっていた村を指す。佐倉七牧は印旛、香取、山武、千葉の四郡に跨がって二〇九か村（旧村）であったことは前記したが、現

市町村にすると五市町村別になると五市一二か町村となる。

佐倉市 四二か村

柳沢牧付 17 岩富町・本町・弥勒町・鏑木町・田町・山ノ崎村・下根村・角来村・太田村・寺崎村・大篠塚村・小篠

塚村・宮本村・神門村・城村・石川村・六崎村

小間子牧付 5 宮内村・西御門村・七曲村・内田村・飯塚村

入草外 20 岩富村・上別所村・直弥村・天辺村・米戸村・八木村・寒風村・角来村・高崎村・上勝田村・下勝田村・

高岡村・長熊村・上代村・木ノ子村・大蛇村・岩名村・飯野村・飯田村・土浮村・大佐倉村

成田市 四八か村

内野牧付 13 飯仲村・江弁須村・八代村・船形村・北須賀村・大竹村・山口村・郷部村・上福田村・下福田村・松崎

村・新妻村・押畑村

高野牧付 2 成田村・畑ケ田村

取香牧付 7 宝田村・土屋村・川栗村・寺台村・下金山村・東和田村・赤荻村

矢作牧付 23 北羽鳥村・南羽鳥村・堀之内村・西和泉村・東和泉村・芹田村・小泉村・大山村・大室村・取香村・

東吉倉村・西吉倉村・成毛村・関戸村・久米村・和田村・長田村・小菅村・駒井野村・野毛平村・山ノ作村・馬場

村・東金山村

入草外 3 台方村・下方村・大袋村

酒々井町 一四か村

御払場外 13 酒々井町・酒々井村・本佐倉町・本佐倉村・馬橋村・墨村・飯積村・中川村・上岩橋村・柏木村・下岩

橋村・伊篠村・伊篠新田

内野牧付 1 尾上村

八街町 一二か村

柳沢牧付 1 文違村

小間子牧付 11 大谷流村・小谷流村・用草村・勢田村・吉田村・吉倉村・稲葉村・根古谷村・岡田村・上砂子村・下

砂子村

栄町 一か村

内野牧付 1 龍角寺村

富里町 一〇か村

柳沢牧付 3 立沢村・中沢村・新中沢村

高野牧付 5 高松村・大和村・根木名村・日吉倉村・高野村

取香牧付 1 久能村

雑 1 新橋村

千葉氏 五か村

小間子牧付 5 中野村・上下大和田村・富田村・上和泉村・下和泉村

東金市 九か村

高野牧付 3 板川村・中津田村・沖渡村

柳沢牧付 5 埴谷村・戸田村・横田村・実門村・大木村

小間子牧付 2 武勝村・植草村

御払場付 1 木原村

第八節 野馬牧場と牧士

5—61表 野付村牧別市町村別表

市町村	村数	柳沢	内野	高野	小間子	取香	矢作	油田	入草外 水夫
佐倉市	42	17			5				20
成田市	48		13	2		7	23		3
酒々井町	14		1						13
八街町	12	1			11				
富里町	10	3		5		1			1
栄町	1		1						
千葉市	5				5				
東金市	9				9				
山武町	11	5		3	2				1
芝山町	14			7		7			
松尾町	6	2		4					
小見川町	4							4	
佐原市	9							9	
大栄町	8						3	5	
山田町	8							8	
多古町	3						2	1	
栗源町	5							5	
計	209	28	15	21	32	15	28	32	38

高野牧付 7
取香牧付 7
松尾町 六か村
芝山町 一四か村
小池村・牧野村・高田村・新井田村・朝倉村・山田村・大台村
岩山村・飯積村・白柘村・板志岡村・稲葉村・住母毛村・菱田村

柳沢牧付 2 小川村・金尾村
高野牧付 4 山室村・古和村・谷津村・引越村
佐原市 九か村
油田牧付 9 大崎村・福田村・大根村・本矢作村
・返田村・下小野村・鳥羽村・伊地山村・観音村
小見川町 四か村
油田牧付 4 織幡村・内野村・龍谷村・油田村
大栄町 八か村
矢作牧付 3 吉岡村・前林村・一坪田村
油田牧付 5 所村・馬乘里村・桜田村・横山村・南敷村
山田町 八か村
油田牧付 8 神生村・仁良村・長岡村・鳩山村・桐谷村・新里村・大角村・山倉村
多古町 三か所

矢作牧付 2 一 鋤田村・飯笹村

油田牧付 1 出沼村

栗源町 五か所

油田牧付 5 西田辺村・高萩村・岩部村・沢村

野先見廻り

広漠たる原野に放牧された野鳥は自然環境の中で生育するのであるが、放任して置いたのではなく、絶えず生育状態を観察してそれに対処する必要があった。そこで野付村々に命じて、自村に近い一

定区域を決めて、毎日一回の見廻りを義務づけていた。受け持ち区内で斃馬、病馬、里入り、その他少しでも変事があれば、速やかに担当の牧士に報告をして指示をうけなければならなかった。もし怠るようなことがあると名主、組頭など村役人が呼び出されて、叱責されたり始末書をとられることになった。野先見廻りは野付村々にとって重い役割であった。

次に菱田村（芝山町）に於いての死馬不始末の一例を記してみよう。

乍恐以書付奉願上候

一 上総国武射郡菱田村四給役人共奉申上候、取香御牧之内私共村方見廻場之内ニ死馬有之候節者、早速御届可奉申上旨兼而被仰付承知奉畏候、則日々見廻之者差出相改候、然此度死馬式正有之候を御出役先預御見留等閑之始末逸々御理解被仰聞一言之申訳茂無之奉恐入候、何卒御勘弁之御慈悲奉願上候、已来等閑之義有之候ハ、何様之御咎ニも可被仰付候、右之願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候 以上

天保六年三月

松平相模守領分

上総国武射郡菱田村

名主 健 蔵 印

大岡城之介知行所

同郡同村

名主 利左衛門 印

永田四郎三郎知行所

同国同郡同村

名主 文 司 印

青木市郎兵衛知行所

同国同郡同村

名主 重左衛門 印

嶋田長右衛門様

大谷勇右衛門様

前書之通奉願上候処、右死馬取仕舞被仰付御勘弁之上御聞濟被成下難有仕合奉存候、併及再度等閑之義二付、勿論是迄も嚴重被仰付置候義二者御座候得共、向後見廻り等無怠出精斃馬有之候節者番人付置、都度毎ニ訴出、御見分之上土中可致、猶又病馬、怪我馬等ニ至迄前段之通相心得注進可致候、都而之儀毎月廿九日御野馬御会所江以書付可相届旨逸々被仰付承知奉畏候、依而継添請印形奉差上候 以上

未三月

菱田村

名主 健 蔵 印

〃 利左衛門 印

〃 文 司 印

〃 重左衛門 印

嶋田長右衛門様

大谷勇右衛門様

以上は斃馬発見が遅れたために叱責をうけて書いた始末書であり、この一事によつても野先見廻りの責任が窺える。

5-62表 年度別斃馬数

年 度	西紀	小間子牧	取香牧	矢作牧	油田牧	計
寛政12年	1800	41	30	39	23	133
享和元年	1801	19	17	19	10	65
” 2 ”	1802	24	23	49	13	109
” 3 ”	1803	35	34	37	18	123
文化元年	1804	74	65	70	46	255
” 3 ”	1806	19	17	19	10	65

町史料集(三)より作成

広い原野に放牧されている野馬は自然環境の影響を敏感に受けて、その年の気候によつて、斃馬数も大差が出たようである。野付村々は受け持ち区域に斃馬があつた時は速やかに届けなければならぬことは前記の通りである。四牧方の年度別斃馬数は5-62表のように年度による差が大きい。

追勢子人足

毎年秋行われる野馬捕りは、野馬牧場最大の行事であり、また壯観であつたと伝えられている。野馬捕りは野馬をお払い（払い下

げ）するために、生育した三才駒（牡）を注進として、歳古の駒、駄（牝）を混じえた野馬を広い牧場から大勢の追勢子人足によつて捕込場へ追い込んで捕えるのである。追勢子人足は野付村々からその村の石高に依じて割当てられたのであつた。村高一〇〇石について一枚へ三人、七牧へ二〇人前後の割当てが基準となつていた。

代替諸役

捕馬中は野付村々に課せられた役割はいろいろあつた。入草村、水夫賄村、御払場の雑用村、江戸役人・牧士の使役村などがあつたが、

これらの村の人足割当ては、追勢子人足割りの数が基準となつて振り替えられていた。

酒々井町付近の村々は追勢子人足には出なかつたが、享保七年（一七二二）、寛政三年（一七九一）、文政八年（一八二五）の書上帳（町史料集(二)、(四)）を要約すると、次のような役割を課せられていた。

酒々井町・酒々井村

右の二村は追勢子人足を一枚に二人ずつ、七牧へ一四七人差し出すはすのところ、野馬捕りの際に、捕馬の請け取り、勢子人足触れの差し出し、病死馬の捨人足など御払場の雑用人足を務めるので追勢子人足は出さない。

伊籾村

追勢子人足を七人ずつ七枚へ差し出すところ、捕馬中に使用する牽綱の全部を差し出すので追勢子人足は出さない。但し一筋につき三捨二文を支給された。

覚

一大綱 拾四筋 油田牧

一同 九拾六筋 小間子牧

一同 四捨五筋 矢作牧

一同 四捨六筋 取香牧

一同 捨筋 御渡駒牽綱

一小綱 四筋 御馬牽綱

一小綱 三捨五筋 佐倉牧□小金牧江御牧替牽綱

一大綱 九拾筋 御用場ニ切レ綱打替

此代錢拾壹貫三百三拾式文

右者当辰ノ夏佐倉四牧御野馬牽綱書面之通差出申候 以上

寛政八辰年八月

伊篠村

名主 半右衛門

与頭

百姓代

綿貫夏右衛門様

御役所

これは寛政八年（一七九六）の例であるが、毎年これと大同小異の数量の指し出しをしていた。

上岩橋村

追勢子人足を一牧へ一九人ずつ、七牧へ一三三人差し出すはすのところ、酒々井町の御払場の修復、捕込場の木矢来・竹矢来作り、取りこわしなどを担当していたので、追勢子人足は出さなかつた。この人足数は年により増減があつたが毎年三、四〇人ぐらい多くかかつた。

大佐倉村、飯田村

大佐倉村より一四人、飯田村より一二人ずつ七牧へ追勢子人足を差し出すことになつてしたが、両村からは野伝馬、野人足を差し出しているので追勢子人足は出さない。

享保六年の例でみると、代官へ野伝馬七疋、人足四九人、綿貫夏右衛門へ野伝馬七疋、人足七四人、島田長右衛門へ野伝馬七疋を差し出している。

尾上村

尾上村は追勢子八人を七牧に差し出すべきところ、内野牧の捕込場（七曲）の土手修理、小屋作り、竹や麦わら、縄の差し出し、水汲み人足など、捕込場の雑用をするので、追勢子人足は出さない。

岩名村・土浮村・飯野村・大蛇村・長熊村・高岡村・上代村・下台村・下岩橋村・本佐倉村・本佐倉町・中川村・柏木村

右の一三か村は御払場の捕馬番人、水夫人足、島田長右衛門・京増喜右衛門の油田牧出役の際の馬、人足などを差し出していたので追勢子人足は出さない。

高崎村

追勢子人足一五にずつ七牧へ差し出すところ、例年御払場の矢来竹を納入しているので、追勢子人足は出さない。また御払場の木矢来用の松木四〇余本の運搬も高崎村の勤めとなつていた。

覚

一小竹 貳千五百本

一大竹 貳拾本

是者野馬杭木繫竹、並日除竹、小竹之代り

右者野馬御用ニ付例年之通、来ル十六日、十七日、十八日迄之内、差出可被申候、尤此書付村下致受印相返可被申候 以上

寛政十年六月十四日

嶋田長右衛門

高崎村名主、与頭中

(町史料集(二)九一⁴⁸)

このように大量の竹を二、三日で小荷駄(馬)で運ぶのであるから大変な労力であった。竹村は個人持ちのものか、村持ちのものか明記されていないが、おそらくは郷山又は御林(公用林)からの運搬であったと推察される。

高崎村から酒々井町の御払場までの距離は約四キロメートル、小荷駄での運搬であったから想像以上の苦労であったろう。

忌原村

木原村(山武町)は捕り馬中、酒々井町の御払場と綿貫夏右衛門宿舎の薪・茅の納入が毎年の例となっていた。享保七年(一七二二)の「書上帳」によると、

一小竹 貳千五百本

一薪 百拾九駄

但老束老尺六寸廻、老駄八束附

内

六拾貳駄

是者丑六月廿三日夕□七月二十七日迄、日数三十日半、綿貫夏右衛門殿方朝夕入用之分

五拾七駄

是者御湯洗薪、但御馬五疋、一日ニ朝夕ニ二度ツ、湯洗仕候入用之分、牧士長右衛門方江請取申候

(町史料集(二)四―17)

また寛政十一年には

覚

一槓 四拾五駄

一茅 三拾五駄

右者野馬御用ニ付、例年之通、来ル十日迄ニ間違無之様差出可被申候、尤近年年積、茅共駄束ちいさく相成、駄数斗相増且八百姓方之不為ニ可相成事ニ御座候、依之先々之通、随分念ノ入附送候様、大小之百姓方江能申渡候而可然候、是又例年之通、初駄ニ参人江附送り候も名前帳面差越可被申候 以上

未七月五日

嶋田長右衛門

木原村名主、与頭中

未年木原村□参候

〆真木九拾駄 茅七拾式駄 但三度ニ附送セ申候

両方〆百六拾式駄

(町史料集(二)十一―45)

以上二例で見る通り毎年一〇〇駄余りの槓・茅を運搬したことになる。木原村から酒々井町までの距離は約一四キロメートル、一日一駄一往復の強い行程である。何のために遠い木原村から薪・茅などを運ばせたものかは不明である。賃銭も払った形跡はない。表面に表われたことだけでは余りに苛酷であるが、余得でもあったのであろうか、例えば原木は牧場の御林から伐り、薪を作った余材は村方に与えられたなどであるが、それを裏づける史料は見当たっていない。

右拾三ヶ村之儀、書面之通追勢子人足七牧江差出候筈ニ御座候得共、前々□捕馬飼料老人之代リニ式尺繩ノ六束ニ付老駄ツ
ノ差出来申候、尤年ニ□増減御座候、去丑年追勢子人足老一人ニ草老駄替ニ当リ申候、多入候年ハ如何程ニ而モ差出候、依之追
勢子人足ハ差出不申候

(町史料集(二)四―17)

この割り合いであると、墨村は勢子人足一二人の七倍、八四人で一人一駄とすれば八四駄でよいのだが、文政六年の「捕馬中入草村別割当」によると約九倍の七六〇駄が割当てされている。飯積村、馬橋村は各三八〇駄とあり、大きな負担となっている。右一三か村のうち、下方村は御払場入れでなく、野馬奉行綿貫夏右衛門の宿舎へ納める例となっていた。

覚

一畔草式百八拾八駄、但朝三駄、夕三駄、一日ニ六駄ツノ日数四十八日、右者去巳年御捕馬就御用、小金御奉行様御馬御飼草書面之通りニ御座候、尤御逗留日数仍而年々増減御座候 以上

天保五年八月

下方名主、与頭、百姓代

嶋田長右衛門

(町史料集(三)四四―31)

ちなみに一駄は六束付けであったから、一七二八束を綿貫夏右衛門の出役先までとどけたことになる。右一三か村中、岩富村は酒々井町までの距離八キロメートル余り、運搬だけでも大きな負担となっていた。

水夫賄

水夫賄は捕馬中、江戸野馬役人、野馬奉行綿貫夏右衛門、牧士などの宿舎の食事賄や雑用をする役である。捕馬中は酒々井町が本拠であるが、遠い牧の捕馬のときは、その地の長百姓などの家に分宿し、

水夫賄は付近の村々が担当する例となっていた。

油田牧の捕馬の際は本矢作村と福田村が宿舎となり、取香牧の時は取香村、小間子牧の時は布田村と極楽寺村が宿舎となり、その付近の村々が水夫賄をしていた。宿舎村、賄村とも設備の整っていない村へ大勢泊ったのでトラブル

も起きたようである。酒々井町の場合は江戸役人は旅籠へ、綿貫夏右衛門は勝蔵院を宿舍とするのが例であった。酒々井町付近の村々は前記のように御払場の雑用や入草村となっていたので、勝蔵院の人夫賄は遠い次の村々が年番によつて行っていた。

- 一 八代村・押畑村
- 一 一松崎村・山口村
- 一 北須賀村・郷部村
- 一 上福田村・大竹村
- 一 下福田村・新妻村・龍角寺村

右の一一か村五組が、年々交代で水夫賄年番を勤め、非番の村方は追勢子人足を出すことになっていた。

一札之事

一当午年佐倉御野馬御用中、小金御奉行様御宿坊水夫年香、私共両村相当り候ニ付、拙者共例年之通り御呼出、右之段御申被渡承知仕候、依之酒々井町江村方□人足日々罷越水夫相勤可候得共、遠方之義故私共両村以勝手、酒々井町柳屋四郎右衛門と申者、私共代人足世話ニ相頼当所ニ而人足相雇右御宿江先々之通、一日五人宛水夫人足差出申処相違御座候、勿論私共両村役人、酒々井町へ日々罷越人足宰領仕相勤可申筈ニ御座候得共、遠方之儀ニ而甚難儀ニ付右世話人、四郎右衛門相頼置候間、何時成共御用之儀有之候ハ、右四郎右衛門へ御達可被下候、若人足不埒等之義有之候ハ、私共両村引請候間、左様可相心得之旨御申被渡、逸々承知仕候、依之御請書一札印形仕御渡申処仍如件

寛政十年七月

印旛郡北須賀村

名主	市右衛門	印
与頭	市左衛門	印
百姓代	才兵衛	印
埴生郡郷部村		
名主	勘兵衛	印
与頭	庄五郎	印
百姓代	平兵衛	印

綿貫夏右衛門様

御支配 嶋田長右衛門殿

(町史料集(二)九―62)

右の一札は両村が、水夫賄当番となったが、酒々井町までは遠い村のため、村人足を差し出すことができないので、地元の青柳四郎右衛門に請負を依頼したことの届書である。このことはこの両村だけでなく、外の各村も当番になると同様の代理を頼んでいた。これが永年の慣例となって牧場廃止まで続いた。